

# 就学援助制度についてのご案内（令和6年度）

就学援助とは、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の援助を行うものです。

## ◆援助を受けられる家庭

中津市に住所を有していて、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる家庭。

※中津市立の小・中学校へ通学していても、住所が中津市にない方は対象となりません。

※生活保護を受けている家庭は修学旅行費及び医療費のみ支給されます。

## ◆基準額について

令和6年度から基準額の見直しを行い、所得基準額が増額となりました。今まで所得超過のため認定されなかった方も、認定となる可能性があります。

基準額の目安	家族構成の例 (世帯を分けている人も含め同居の方全員が算定の対象です)	旧 所得基準額	新 所得基準額
	父(30代)・母(30代)・子(小学生)・子(小学生)	約 223 万円	約 258 万円
	父(40代)・母(40代)・子(中学生)・子(小学生)・子(5歳)	約 256 万円	約 281 万円
	母(30代)・子(中学生)・子(小学生) ※ひとり親世帯	約 214 万円	約 259 万円
	祖母・父・母・子(中学生～未就学児5人)※人数の多い世帯	約 356 万円	約 385 万円

※あくまでも目安です。世帯の状況（家族構成や年齢等）によって基準額は異なります。

## ◆援助の内容と支給予定額（年間）

（令和6年度支給単価）

費目	小学校	中学校
学校給食費	実費金額	実費金額
学用品費・通学用品費	1年生 11,630円	1年生 22,730円
	その他 13,900円	その他 25,000円
新入学児童生徒学用品費 (※1)	1年生のみ 57,060円	1年生のみ 63,000円
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690円	上限 6,210円
校外活動費（宿泊なし）	上限 1,600円	上限 2,310円
修学旅行費・通学費	実費金額	実費金額
医療費	学校の健康診断の結果、対象疾病（※2）と診断され「医療券」が交付され、教育委員会が定める期限までに医療機関で初診を受けた場合、治療費（保険診療の自己負担分）を援助（現物給付）。	
クラブ活動費（入部者のみ）	なし	定額 30,150円
生徒会費	なし	上限 5,550円
P T A会費（会員のみ）	上限 3,450円	上限 4,260円
卒業アルバム代等	上限 11,000円	上限 8,800円
オンライン学習通信費	14,000円	14,000円
入学準備金 (入学前の3月に支給)	小学校新1年生（入学予定者）のみ	57,060円
	中学校新1年生（小学6年生）のみ	63,000円

※1 入学前に入学準備金の支給を受けておらず、4月中に認定された場合に支給します。

※2 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病

- ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿疱疹 ③中耳炎 ④う歯（虫歯）  
⑤慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

## ◆申請方法

就学援助を希望する場合は、学校に「令和6年度児童生徒等就学援助費にかかる調書」を用意していますので、必要事項を記入し、同意書または所得課税証明書を添えて、在籍する学校へ提出してください。

<b>受付期間</b>	令和6年2月末まで ※令和6年3月以降も随時受け付けます。 ※年度途中認定は、令和7年1月末までです。途中認定された場合、費目により申請月分から日割り・月割りで支給します。				
<b>提出書類</b>	①令和6年度児童生徒等就学援助費にかかる調書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯状況には世帯を分けている人も含め同居の方全員を記載</li> <li>・別住所であっても<u>単身赴任など同一生計と認められる場合は調書に記載</u></li> </ul> ②同意書 または 所得課税証明書 もしくはその両方 【同意書・所得課税証明書の提出について】 令和6年4月1日時点で15歳以下（H20.4.2以降生まれ）を除く、 <u>調書に記載した方全員分が必要です。</u> <table border="1" data-bbox="384 1010 1445 1234" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">令和5年1月1日時点で中津市に住所がある方</td> <td style="padding: 5px;">⇒ 同意書に記入し提出</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ・令和5年1月2日以降に中津市に転入された方                      ・令和5年1月1日時点で単身赴任などにより、                      中津市外に住所がある方                 </td> <td style="padding: 5px;">                     ⇒ 該当の市町村で所得課税証明書を取得し提出                 </td> </tr> </table> ※令和5年度所得は令和5年1月1日時点 令和6年度所得は令和6年1月1日時点の住所地で課税されます。 ※申請時点で最新の年度の所得を確認します。（毎年6月頃に所得の年度が切り替わります。それまでは令和5年度所得課税証明書が最新です。）	令和5年1月1日時点で中津市に住所がある方	⇒ 同意書に記入し提出	・令和5年1月2日以降に中津市に転入された方 ・令和5年1月1日時点で単身赴任などにより、 中津市外に住所がある方	⇒ 該当の市町村で所得課税証明書を取得し提出
令和5年1月1日時点で中津市に住所がある方	⇒ 同意書に記入し提出				
・令和5年1月2日以降に中津市に転入された方 ・令和5年1月1日時点で単身赴任などにより、 中津市外に住所がある方	⇒ 該当の市町村で所得課税証明書を取得し提出				
<b>提出先</b>	在籍する学校				
<b>注意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生と中学生のお子さんがある場合は、小・中学校それぞれに調書を提出してください。同意書や所得課税証明書は小・中学校どちらか一方で構いません。</li> <li>・認定は年度ごとに行いますので、<u>毎年度申請が必要です。</u></li> <li>・世帯の状況については教育委員会において確認し、疑義がある場合等学校を通じて連絡する場合があります。</li> </ul>				

## ◆結果の通知および支給について

在籍する学校を通じて申請の結果を通知します。

認定された場合、就学援助費は原則、学期ごとに学校を通じて支給されます。詳しくは、結果の通知と合わせて学校よりお知らせされます。

## 就学援助制度についての問合せ先

<b>各学校 または</b>	第1学校支援センター（豊陽中学校内） 0979-85-0217 第2学校支援センター（中津中学校内） 0979-26-0134
----------------	--